

特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の 改正について（令和7年3月11日閣議決定）

出入国在留管理庁 厚生労働省
経済産業省 農林水産省

特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の改正について

受入れ対象分野（特定産業分野）の定め方について

<現行>

基本方針の別紙において受入れ対象分野の一覧を示している。

<改正後>

分野決定のプロセスに鑑み、受入れ対象分野は分野別運用方針で示すこととする。

現行の分野別運用方針の改正について

①介護分野

現行は認められていない特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認める。

②工業製品製造業分野

特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れ推進を担う民間団体を設立し、受入れ機関には当該団体への加入を条件付ける。

③外食業分野

現行は認められていない風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおける特定技能外国人の飲食提供全般に係る就労を認める。

※ 当該各分野の受入れ見込数及び技能試験の見直しについてはいずれも不要。

介護分野における分野別運用方針の改正について

改正の背景・必要性

- 現状、1対1で介護サービスを提供するという業務内容の特性等を踏まえ、特定技能外国人等の外国人介護人材が訪問介護等の訪問系サービスに従事することは認められていないが、厚生労働省において「**外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会**」を立ち上げて議論を行ったところ、昨年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 訪問介護の有効求人倍率が高い（2023年度時点では14.14倍）等の現状から、**関係団体等からは早期の施行を求められており、特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を可能とすべく所要の改正を行う必要がある。**

改正案の概要

- **特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認める。**
 - その上で、**受入れ事業所は、介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験（※）等を有する特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあつては、以下の事項を遵守することとする。** ※介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする
- ① 特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
 - ② 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
 - ③ 特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
 - ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
 - ⑤ 特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

工業製品製造業分野における分野別運用方針の改正について

改正の背景・必要性

- 2024年3月の閣議決定により、製造業分野において、1号特定技能外国人の受入れ見込数が約5万人→約17万人（約3.5倍）へ大幅に増加（2028年に向けて）。また、対象業務区分も3から10に増加。
- 現在、当省が実施している本制度に係る技能評価試験の運営等について、その業務の大幅な拡大やサービスの拡充に対応するため、本制度を利用する事業者や業界団体が加入する民間団体を新設し、業務を移管すべく、分野別運用方針の所要の改正が必要。

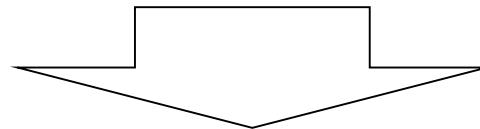
改正案の概要

- ① 製造事業者団体等に対して特に課す条件として、以下の取組を実施する団体設置を追加。
 - ・ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた**共同ルール策定・遵守状況確認**
 - ・ **技能試験の運営**（試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施）等
- ② 受入れ機関に対して特に課す条件に関連して、以下の改正を実施。
 - ・ 受入れ機関の所属先を、従来の「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」から**製造事業者団体等が設置する団体へ変更**。
 - ・ **経済産業省による報告徴収等への協力**を、受入れ機関の条件として明確化。
 - ・ **生産性向上・国内人材確保のための取組実施**を、受入れ機関の条件に追加。
※具体的な条件として、賃上げに係るものを検討中。
 - ・ 受入れ機関が十分に対応できるよう、経過措置として**新条件の適用までに一定期間を設定**。

外食業分野における分野別運用方針の改正について

改正の背景・必要性

- 訪日客数がコロナ禍前に戻り、**インバウンド需要**が急速に**回復**。
(対2019年同月比で、3月は+11.7%、11月は+30.5%)
- **宿泊施設の飲食部門**においては、深刻な**人手不足**。
(新規求人数は、3月44,234人→10月49,553人と12%増加)
- **宴会やレストラン営業の停止**といった宿泊施設の運営自体の見直しを行わざるを得ない状況。
- 外食業分野は、**ファミリーレストラン**のような多店舗展開飲食店から**スナック**などまで様々。
 - 特定技能として、**接客**（注文伺い・配膳等）・**飲食物調理**・**店舗管理**を一体的に習得。
 - 安全な労働環境の確保のため、**スナック等**、風営法の許可を受けた営業所では**就労不可**。
- 旅館・ホテルでは、芸子が舞踊等を披露し、お酌をするなど**接待**する場面もあるため、**風営法の許可**を受ける事業所も多く、この結果、特定技能外国人が**飲食物調理等**に**就労できない状況**。







外食業分野における分野別運用方針の改正について

改正案の概要






- 現在の実情を踏まえ、今般、業界団体（**全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等**）より、外食業の特定技能外国人の就労場所に関する取扱いを緩和するよう**要望**。
- **旅館業法の許可**を受けた**旅館・ホテル**においては、風営法の許可を受けていたとしても、外食業分野の特定技能外国人の**就労**を認めるよう**改善**。
 - ・ 現在、宿泊分野では、風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおいても**就労を可能**としており、これまで問題が生じた事例はない状況。

<風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおける現行の運用>

特定産業分野	フロント業務 (フロント) 	飲食を提供する業務(調理場・食事処・宴会場等)			接待 
		接客 	飲食物調理 	店舗管理 	
宿泊分野	○	○	—	—	×
外食業分野	—	×	×	×	×



<改正後の運用>

特定産業分野	フロント業務 (フロント) 	飲食を提供する業務(調理場・食事処・宴会場等)			接待 
		接客 	飲食物調理 	店舗管理 	
宿泊分野	○	○	—	—	×
外食業分野	—	○	○	○	× (※)

(※) 確実な履行を図るため、ハラスメント防止のためのマニュアルを整備等。